

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2020年6月25日
【事業年度】	第39期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社シダー
【英訳名】	CEDAR.Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 座小田 孝安
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区大島1丁目7番19号
【電話番号】	093 - 513 - 7855（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 下屋敷 寛
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区大島1丁目7番19号
【電話番号】	093 - 513 - 7855（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 下屋敷 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	11,731	12,733	13,861	14,258	15,132
経常利益又は経常損失() (百万円)	70	136	250	218	257
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失() (百万円)	9	137	224	16	209
包括利益 (百万円)	10	139	219	15	210
純資産 (百万円)	1,028	888	1,110	1,080	1,268
総資産 (百万円)	16,285	18,043	18,035	18,316	18,181
1株当たり純資産 (円)	89.62	77.42	96.81	94.16	110.50
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失() (円)	0.82	12.02	19.52	1.43	18.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	6.3	4.9	6.2	5.9	7.0
自己資本利益率 (%)	0.9	14.4	22.4	1.5	17.9
株価収益率 (倍)	282.6	-	18.5	139.1	9.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	508	604	1,177	886	749
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,050	1,133	450	404	95
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,346	451	544	533	594
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	758	680	863	811	870
従業員数 (人)	921	1,020	1,057	1,160	1,245
(外、平均臨時雇用者数)	(790)	(789)	(837)	(884)	(932)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第35期、第37期、第38期及び第39期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第36期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第36期連結会計年度の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は平均人員を()外数で記載しております。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第38期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6 当連結会計年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第35期から第38期についても百万円単位で表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
売上高 (百万円)	11,159	12,134	13,245	13,620	14,204
経常利益又は経常損失 () (百万円)	47	134	210	225	316
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	1	132	198	30	265
資本金 (百万円)	432	432	432	432	432
発行済株式総数 (株)	11,476,000	11,476,000	11,476,000	11,476,000	11,476,000
純資産 (百万円)	998	865	1,064	1,048	1,290
総資産 (百万円)	15,607	17,345	17,335	16,823	16,337
1株当たり純資産 (円)	87.02	75.43	92.73	91.34	112.49
1株当たり配当額 (円)	-	-	4.00	2.00	4.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	0.11	11.58	17.29	2.62	23.14
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	6.4	5.0	6.1	6.2	7.9
自己資本利益率 (%)	0.1	14.3	20.6	2.8	22.7
株価収益率 (倍)	2,100.1	-	20.9	76.1	7.2
配当性向 (%)	-	-	23.1	76.4	17.3
従業員数 (人)	885	973	1,000	1,084	1,155
(外、平均臨時雇用者数)	(747)	(744)	(760)	(758)	(756)
株主総利回り (%)	108.4	110.3	170.6	95.8	82.7
(比較指標: TOPIX) (%)	(87.3)	(98.0)	(111.2)	(103.1)	(90.9)
最高株価 (円)	378	455	482	389	247
最低株価 (円)	191	173	210	168	184

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第35期、第37期、第38期及び第39期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第36期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第36期事業年度の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4 第35期及び第36期事業年度の配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は平均人員を()外数で記載しております。

6 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

7 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第38期の期首から適用しており、第37期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

8 当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第35期から第38期についても百万円単位で表示しております。

2【沿革】

当社は、医療法人財団池友会（本部：福岡県北九州市小倉北区、理事長：蒲池真澄、以下「池友会」という。）傘下の病院にリハビリ職員として勤務しておりました山崎嘉忠（現・当社代表取締役会長）、座小田孝安（現・当社代表取締役社長）が中心となり2000年10月に事業を開始いたしました。事業開始に当たっては、池友会理事の蒲池真澄が100%所有していた休眠会社株式会社福岡メディカル販売（1981年4月に大阪府大阪市に株式会社新鉱産業として設立。1993年4月に株式会社福岡メディカル販売に商号を変更、本店を福岡県福岡市に移転。）を運営会社として利用することとし、同社の商号を株式会社シダーに、本店を福岡県北九州市小倉北区にそれぞれ変更いたしました。その後、2001年1月に池友会の職員168名が当社に移籍しております。

株式会社シダーとして介護サービス事業を開始して以降の経緯は、次のとおりです。

年月	概要
2000年10月	介護事業への参入を企図して、株式会社福岡メディカル販売から株式会社シダーに商号変更し、本店を福岡県北九州市小倉北区大倉一丁目7番19号に移転
2001年1月	福岡県及び山口県にて通所介護（デイサービス）事業、訪問看護（訪問看護・訪問リハビリ）事業、訪問介護（ホームヘルプサービス）事業、居宅介護支援（ケアプラン作成サービス）事業を開始
2001年12月	千葉県八千代市に「八千代デイサービスセンター」を開設（関東地区第一号施設）
2004年8月	滋賀県八日市（現 東近江市）に「建部デイサービスセンター」を開設（東海地区第一号施設）
2004年11月	福岡県北九州市にて認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業を開始
2005年3月	株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年9月	特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）事業を開始 千葉県千葉市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ あすみが丘」を開設（関東地区第一号施設）
2005年10月	福岡県北九州市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ ふじまつ」を開設（九州地区第一号施設）
2006年3月	香川県高松市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ こうざい」を開設（四国地区第一号施設）
2006年6月	北海道札幌市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ ていね」を開設（北海道地区第一号施設）
2006年8月	大阪府大阪市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ つるみ」を開設（関西地区第一号施設）
2006年11月	岡山県岡山市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ くにとみ」を開設（中国地区第一号施設）
2007年1月	岡山県岡山市にて小規模多機能型居宅介護事業を開始
2009年5月	山梨県山梨市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ こうふ」を開設（甲信地区第一号施設）
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2010年5月	秋田県秋田市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ あきた」を開設（東北地区第一号施設）
2011年10月	介護付有料老人ホーム2施設を運営する株式会社パインの株式100%を取得し、連結子会社とする。
2012年8月	高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合と、資本・業務提携契約を締結
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の合併に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2017年4月	給食事業を運営する味屋フーズ株式会社を設立し、連結子会社とする。
2019年3月	高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合と、資本・業務提携契約を解消

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社シダー）及び子会社2社により構成されており、九州・山口地区及び関東地区を中心に、介護保険法の適用を受けるサービスを提供する事業を展開しております。

当社グループにおける事業内容は、次のとおりであります。

なお、事業区分は報告セグメントの区分と同一であります。

デイサービス事業

この事業は、介護保険法に基づく要介護・要支援認定者に対し、デイサービスセンターにおいて食事、入浴、その他日常生活の世話、機能訓練などを行い元気な意義のある生活を支援していく事業であり、当社グループの主力となる事業であります。

朝のお迎えより仕事が始まり夕方自宅にお送りするまで、事故のないようサービスに努めておりますとともに、当社グループは、特に理学療法士や作業療法士等の専門家により「リハビリテーションを中心としたサービスを積極的にを行い、お客様が元気な生活が送れるよう支援する」ことを大きなテーマとして事業を展開しております。

また、カラオケやシアタールームなどの設備も完備し、多くのお客様が趣味や娯楽、また催し物など一日一日を楽しく過ごせますようサービスに努めております。営業は月曜日から日曜日まで毎日行っており、特に日曜日などはバスハイクやピクニック、観光、買い物など多彩なサービスを提供し、楽しみながら社会生活適応技能、心身活動の向上を目指しております。

施設サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者が、その施設において特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスである「特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）」の事業と要介護・要支援認定者で認知症の状態にある方についてその共同生活を営む住居において入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行う「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の事業を介護保険法に基づき運営しております。

在宅サービス事業

この事業は、介護や療養が必要な方が、住み慣れた自宅において安心して元気な生活を送ることを支援する為に、「訪問リハビリテーション」「訪問看護」「訪問介護（ホームヘルパー）」「ケアプラン作成」の事業を行っております。

a 訪問看護・訪問リハビリテーション

このサービスは、主に介護保険又は医療保険による給付対象のサービスで、看護師がお客様の自宅を訪問し、かかりつけ医の指示書のもとに療養の世話や、診療補助又は援助等の医学的なケアサービスを行う訪問看護事業と、介護保険の趣旨である在宅において元気な生活が行われるように支援する為に、特に理学療法士、作業療法士などの専門家が医師の指示書のもとに自宅でリハビリテーションを行う訪問リハビリの事業を行っております。

b 訪問介護（ホームヘルパー）

このサービスは、要介護・要支援認定者の日常生活の世話を行う事業で、介護福祉士、ヘルパー1級、ヘルパー2級及び介護職員初任者研修終了の資格保持者がお客様の自宅を訪問し生活全般に亘る援助を行っております。

訪問介護のサービスは、ケアマネージャーがお客様及びヘルパー事業所と綿密に打合せをして計画されたサービス計画書に基づいて行われるもので、オムツ交換、清拭、食事介助、通院介助などの身体介助サービスや調理、掃除、洗濯、買い物などの生活援助サービスがあります。

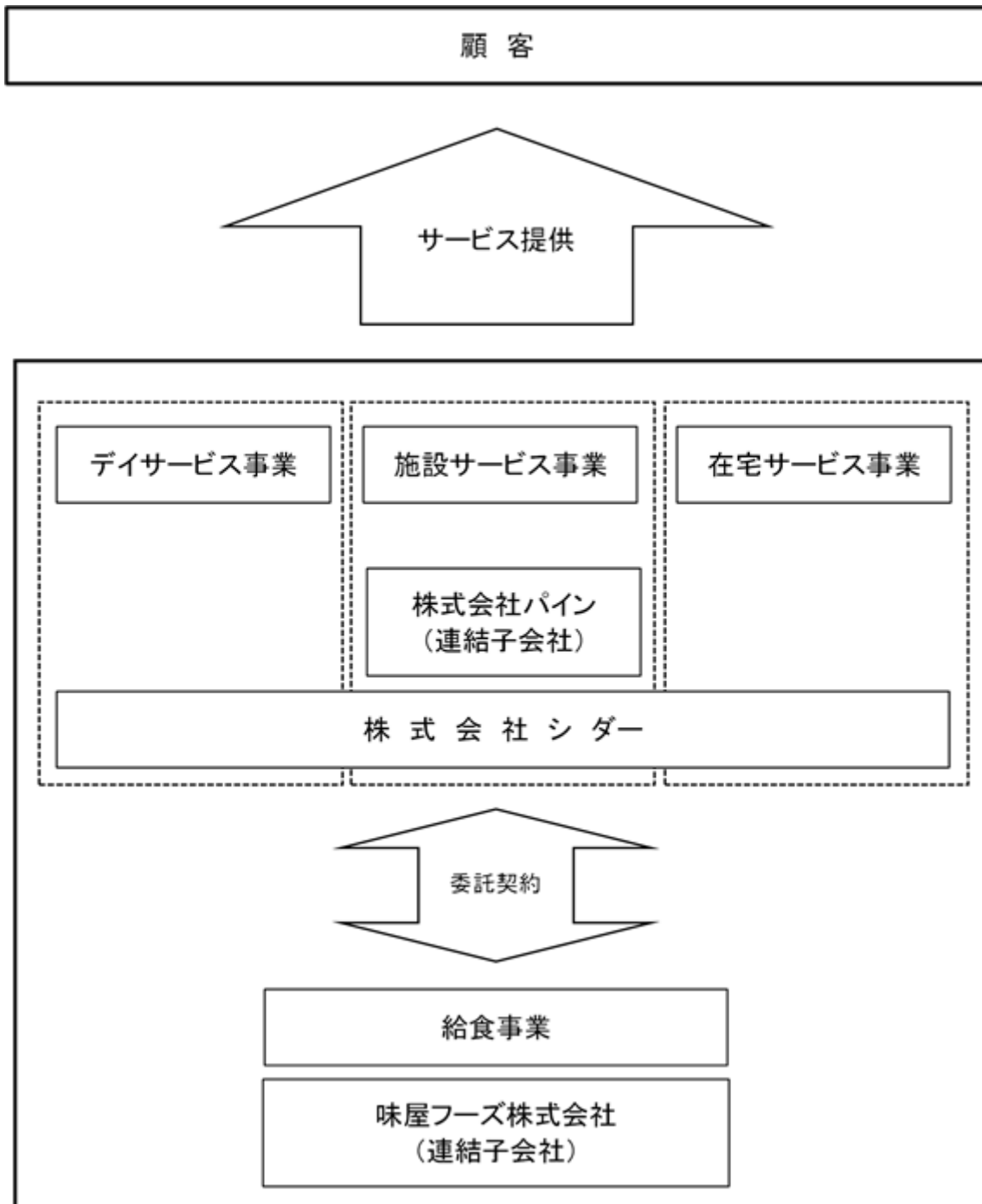
c ケアプラン作成

このサービスは、介護保険法に基づく要介護・要支援認定者について、専門知識を持ったケアマネージャーがお客様個人個人の要望と必要に応じたサービス計画を立てて介護サービスの選択、マネジメントを行う事業で、介護保険を利用するには絶対に欠かせないサービスであります。

その他事業

その他事業には、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業が含まれております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社パイン (注)	福岡県福岡市 東区	40	施設サービス事業	所 有 100.0	役員の兼任2名
味屋フーズ株式会社 (注)	東京都台東区	10	その他事業	所 有 70.0	役員の兼任2名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
デイサービス事業	224	(326)
施設サービス事業	767	(393)
在宅サービス事業	153	(56)
報告セグメント計	1,144	(775)
その他	21	(141)
全社(共通)	80	(16)
合計	1,245	(932)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,155 (756)	42.7	6.1	4,246

セグメントの名称	従業員数(人)	
デイサービス事業	224	(326)
施設サービス事業	704	(359)
在宅サービス事業	153	(56)
報告セグメント計	1,081	(741)
全社(共通)	74	(15)
合計	1,155	(756)

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、介護保険制度の目的に沿って、社会的ニーズのあった介護サービスを中心として、特に心身に多少なり障害のある要支援者から要介護認定者に対して、リハビリテーションを中心としたサービスを積極的にを行い、また在宅要介護者については、適切な訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーションを行い、より人間らしく生きるために積極的な生活支援を行うことにより、社会に貢献することであります。

また、経営方針につきましては、

1. 利用者およびその家族の尊厳とニーズを尊重し、質の高いサービスを提供する。
2. 地域一番を目指し信頼され必要とされるサービスを提供する。
3. 積極的なリハビリテーションを中心としたサービスを提供し自立できる生活支援を行うこととしております。

こうした経営理念、経営方針のもと、当社グループは「いつも春の陽だまりでありたい」をコンセプトに、介護サービス事業を展開してまいりました。今や、高齢社会を迎え、地域に根差したノーマライゼーションのまちづくりが改めて見つめ直されるなか、当社グループでは介護サービスを通してより良い健康文化を提供しております。今後においても、常に利用者やその家族の立場に立ち、ニーズを幅広く収集しながら、きめ細かなサポートを提供し地域に信頼される企業を目指して積極的に取り組んでまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループといたしましては、介護保険法の趣旨に沿って、リハビリテーションに特化したサービスの提供に取り組み、さらなる事業規模の拡大を図る考えであります。主力事業であるデイサービス事業においては、介護保険制度の改定に伴い、利用単価の変動等が予想されますが、介護予防に対応したサービスや利用者のニーズにあったサービスを提供することで幅広い新規顧客の獲得を積極的に推進してまいります。

当社グループにおけるもう一方の主力事業として成長した施設サービス事業については、介護付き有料老人ホームを中心とした施設を積極的に展開し、将来の事業基盤を構築していく考えであります。既存施設の効率的な運営とサービスの充実を図り、施設稼働率を高く安定的に維持していくことで、新規の施設展開に伴う多額の開設経費の吸収を図ってまいりたいと考えております。

北海道地区、東北地区、関東地区、甲信・東海地区、関西地区、中国・四国地区、九州地区等に展開した有料老人ホームやデイサービスを核としてドミナントエリアの拡大を目指し、在宅サービスとの連携やシナジーを最大限に活用することで利用者の利便性を向上させ営業収益の増加を図ります。また、介護保険制度の改定等による影響を受けない介護保険外のサービス事業を積極的に開発することで、事業の多角化を推進して行く考えです。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、わが国の介護保険を取り巻く環境を踏まえ、継続的な売上成長と、スケールメリットを追求することが必要と認識しております。これらを実現するためには、収益性、投資効率等の観点から、売上高伸長率、売上高経常利益率並びにROE（自己資本利益率）を主要な経営指標として位置づけとしております。当連結会計年度における売上高伸長率は6.1%（前連結会計年度は2.9%）であり、売上高経常利益率は1.7%（前連結会計年度は1.5%）であり、ROE（自己資本利益率）は17.9%（前連結会計年度は1.5%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。

(4) 経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルスの感染拡大について

介護施設のうち、有料老人ホームなどの入所型施設については、法律に基づく緊急事態宣言が発せられた際に、都道府県知事による使用制限や休業の要請を行なうことができる対象施設にはなっておりませんが、デイサービスなどの通所施設については、都道府県知事が必要だと判断した場合、使用制限や休業の要請を行なうことができる施設とされております。

セグメントごとの影響として、デイサービス事業においては、外出自粛意識の高まりに応じてデイサービスへの通所を控えるご利用者様など、利用者数が一時的に減少する可能性があります。施設サービス及び在宅サービスにおいては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う直接的な影響は限定的なものと考えております。

当社グループにおきましては、感染症対策マニュアルに沿った対応を強化し、職員や面会される家族、外部業者などが施設にウイルスを持ち込まない体制を構築する考えであります。

介護保険制度の改正について

2017年度の介護報酬改定では、介護人材の処遇改善について、職場定着の推進、介護サービス事業者等による昇給や評価を含む賃金制度の整備・運用状況などを踏まえ、事業者による、キャリアアップの仕組みの構築を促すため、更なる加算の拡充が行われております。

また、2018年度の介護報酬改定では改定率0.5%のプラスとなっており「質の高いサービス」や「自立支援・重度化防止に資するサービス」については1.0%相当のプラス改定が行われております。一方で給付の適正化で0.5%のマイナス部分もあり今後どのように事業の運営を行っていくのかが問われる改定となっております。

また、2019年10月に実施された介護報酬改定では、消費税増税を踏まえた改定率0.54%のプラスとなっており、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が個々の状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質の高い効率的な介護の提供体制の整備を推進し、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるために特定処遇改善加算の創設が行われております。

当社グループといたしましては、介護保険制度のもと事業活動を行う中で、今後も予想される制度リスクともいうべき法改正に柔軟に対応しつつ、当社グループの強みであるリハビリテーションにおける豊富なノウハウを積極的に活用し、快適、上質なサービスで他社との差別化を目指す考えです。また、社会的にも多くの需要が見込まれるリハビリテーションに特化したサービスをさらに強化し、サービスの向上と業容の拡大を図ってまいりたいと考えております。

人材の確保について

当社グループといたしましては、グループの事業拡大に伴い、サービスを提供する人材の確保は重要な課題の一つとして認識しております。有資格者や介護経験の豊富な職員を適正に配置するため、雇用条件の見直しや働きやすい職場環境を構築することに努めております。また、各種教育研修プログラムの充実を図ることでサービスの質の向上や優秀な人材の育成に取り組んでおります。さらに、長期的に介護人材の確保・定着の推進を図るためには、介護職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが重要となります。「介護職員処遇改善加算」等を活用して、こうしたキャリアパスに関する仕組みを整備・拡充することで、社内の人事考課制度をさらに充実させる必要があると考えております。

また、日本人介護スタッフとは別に外国人技能実習生の受入れについては最長5年とのことでありましたが、新たな就労資格を得れば、10年にわたって滞在できるようになり、受け入れ態勢や技術やノウハウの教育に力をいれていく必要があると考えております。

法令遵守への取り組みについて

当社グループといたしましては、介護保険制度のもと、介護サービス事業を営んでいくうえで関係法令を遵守することは勿論、社会的な責務の遂行や地域での信頼関係を構築することを第一に考えております。また、事業所での教育指導の徹底を図るとともに、内部監査体制の強化や社員教育、マニュアルの整備等を行うことで、法令を遵守した適切な事業運営に努めてまいり所存です。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のようになります。

なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

1 デイサービス事業・施設サービス事業に伴うリスク

(1) 施設設置基準について

当社グループは、2020年3月末現在、デイサービスセンター33施設、有料老人ホーム43施設、グループホーム2施設を運営しております。

デイサービスセンター（通所介護施設）については、人員、設備等に関して「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」（以下「基準省令」という）により各種基準が定められており、介護保険上の通所介護事業者となるためには、設備基準として食堂及び機能訓練室（3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上）、相談室、事務室、その他必要な設備及び備品を設けること、また、人員基準として利用定員が11人以上の事業所の場合、生活相談員、介護職員、看護職員、管理者を配置することとされており、さらには機能訓練加算を請求する場合は機能訓練指導員を配置する必要があります。

有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、基準省令第177条において耐火建築物又は準耐火建築物であること、居室の定員は原則1名とされ13㎡以上の床面積を確保すること等が定められており、基準省令第175条においては看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに1人を、看護職員は、利用者の数が30を超える特定施設にあっては、常勤換算方法で1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えた人数、機能訓練指導員、計画作成担当者はそれぞれ1名ずつ、生活相談員は利用者の数が100又はその端数を増すごとに1名以上配置することが定められております。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）については、設備基準として1ユニット定員は5人以上9人以下とし、居室においては定員を1名、床面積7.43㎡以上とし、ほかに居間、食堂、台所、浴室など日常生活を営む上で必要な設備を設けること、人員基準として介護従事者、計画作成者に加えて施設ごとに認知症介護に関する専門知識を有する常勤で専任の管理者を置くことなどが定められております。

現在、開設済みの当社グループ施設は、上記基準に定めるすべての基準を満たしておりますが、今後欠員が生じた場合や上記基準の変更により追加的な人員補充が必要となった場合等、上記基準を満たせなくなった場合には、現在提供している介護保険法上のサービスが通常の介護報酬で請求できなくなる（減額請求）可能性があります。

また、事業拡張に伴う施設の増設に当たっては、建物や有資格者の人員の確保について、制約を受けることとなります。

当社においては、人員基準を満たす人材獲得及び研修等に積極的に取り組み、職員定着率の向上に努めております。

(2) デイサービスセンター及び有料老人ホームの新規開設について

当社グループの今後の事業拡大においては、主力事業であるデイサービスセンター及び有料老人ホームを展開していく必要があります。しかし、デイサービスセンター及び有料老人ホームの開設については、訪問系介護サービス施設に比べ、施設規模が大きいため多額の資金負担が生じます。また、デイサービスセンター及び有料老人ホームの運営は人件費等の固定的な費用が多いため、新規施設では多くの利用者や入居者を獲得し経営が軌道に乗るまでは赤字が継続することとなり、一時期に複数のデイサービスセンターや有料老人ホームを新設した場合は、業績が一時的に悪化する可能性があります。更に、有料老人ホームについては市町村もしくは広域連合の公募により選定されますので、時期や開設数を当社グループでコントロールできない可能性があります。

当社においては、各行政の施設整備計画を定期的に確認して公募の状況を把握し、用地に関する情報を多方面から収集して、事業所新設が円滑に行われるように努めております。

2 在宅サービス事業に伴うリスク

(1) 設置基準について

当社グループは、2020年3月末現在、訪問看護ステーション6事業所、ヘルパーステーション3事業所、ケアプランセンター20事業所を運営しております。

これらの在宅サービス事業を行なうには、各事業所毎に厚生労働省令で定められた人員基準を満たす必要があります。また、人員基準を満たすには所定の有資格者を配置することが必要となります。現在、当社グループが運営している事業所は、人員基準をすべて満たしておりますが、今後欠員が生じた場合や基準の変更により追加的な人員補充が必要となった場合等、人員基準を満たせなくなった場合には、現在提供している介護保険法上のサービスが通常の介護報酬で請求できなくなる可能性があります。

当社においては、人員基準を満たす人材獲得及び研修等に積極的に取り組み、職員定着率の向上に努めております。

3 事業全体に係るリスク

(1) 競合について

2000年4月の介護保険法の施行より、介護サービス業者の新規設立、大手企業や異業種の新規参入、地方自治体、医療法人等の様々な事業主体が介護市場に参入しました。高齢化社会の進展により要介護認定者の増加基調が予想されることから、今後も既事業者の事業拡大及び新規参入業者の増加が予想されます。したがって、今後の新規参入や競争の激化に伴い、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。このため、当社グループにおきましては、経営理念に基づいたきめ細やかなサポートを提供することで競合他社との差別化を図る考えであります。

(2) 従業員の確保について

当社グループが事業規模を維持・拡大していくためには、それに見合った人員の確保が必要となります。介護保険事業の拡大に伴い、全般的に有資格者に対する需要が増大している中、こうした資格を持つ人材の獲得は容易ではなく、また、人材の育成も施設の増設を中心とした事業規模の拡大に追いつかないおそれがあります。このことは、新たな施設の増設ができない等、当社グループの事業拡大に当たり影響を与える可能性があります。当社グループにおきましては、人材育成及び職員定着率の向上を重要な課題と考え、研修等に積極的に取り組んでおります。

(3) 介護保険法に基づく指定等について

当社グループは、介護保険法第70条及び第79条により都道府県知事の指定を受け、デイサービス事業、施設サービス事業、在宅サービス事業を行っております。

2006年4月1日の法改正により、指定介護予防サービス（指定介護予防通所介護事業、指定介護予防訪問看護事業、指定介護予防訪問介護事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業）を法第115条の二による都道府県知事の指定を受け、当該事業を行っております。居宅介護支援事業につきましては、法第115条二十一により指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）より一部業務の委託を受けて支援事業を行っております。認知症対応型共同生活介護事業につきましては、指定・監督権限が都道府県知事から市町村長に移行し、地域密着型サービス事業（指定認知症対応型共同生活介護事業）及び地域密着型介護予防サービス事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）を法第78条の二及び第115条の十一により市町村長の指定を受け、当該事業を行っております。また、これらの指定に関して、介護保険法では2006年4月より6年間の有効期限が設けられており、引き続き指定事業所として事業を行う場合は、更新手続が必要になっております。

さらに有料老人ホームの開設にあたっては老人福祉法第29条により都道府県知事への届け出が必要となります。

また、介護保険法第77条及び第84条、第115条の八、十七及び二十六に指定の取消し事由として、設備基準や人員基準等の各種基準が充足できなくなった場合の他、介護報酬の不正請求、帳簿書類等の虚偽報告、検査の忌避等が定められております。現在、当社グループには、これらの指定の取消し事由に該当する事実は発生しておりません。

万一、指定の取消し事由に該当する事実が発生した場合には、上記指定が取消されることとなり、当社グループ事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、今後も業務管理体制及び法令遵守の体制を整えていく考えであります。

(4) 介護保険法による影響について

当社グループの事業は、介護保険法の適用を受けるサービスの提供を内容とし、各種介護サービス費用の約9割（ケアプランは10割）は、介護保険により給付されるため、当社グループの事業には介護保険制度の影響を受ける部分が多くあります。

介護保険法は、施行後5年を目処として法律全般に検討が加えられ、その結果に基づいて見直しを加えられることとされておりますが（同法附則第2条）、法令解釈や自治体等の実務的な取扱が必ずしも一定していない側面があるため、関係法令の改正や法解釈、実務的な取扱の変更により、現状の当社グループ事業の円滑な運営が阻害され、または、事業内容の変更を余儀なくされる可能性があります。

また、介護報酬の基準単位もしくは一単位あたりの単価又は支給限度額は、当社グループの事業の状況に関わりなく介護保険法及びそれに基づく政省令により定められているため、その改定により事業の採算性に問題が生じる可能性もあります。さらに、不況による保険料徴収の減少や少子高齢化による負担者層の減少が予想されるなど、介護保険の財政基盤は磐石ではなく、介護保険の自己負担分が上げられた場合などには、介護保険制度の利用が抑制される可能性があり、この場合、当社グループの業績も影響を受けるおそれがあります。

さらに、介護保険法及びそれに基づく政省令等においては、利用者の保護という観点から、事業者の利用者に対する行為について詳細に規定されており、当社グループも介護サービス事業者としてこれらの規定に従って事業を行うことが法令上求められております。当社グループは、従業員の教育や業務マニュアルの整備等により法令遵守のために必要な体制を構築してまいりましたが、万一、法令違反等により監督官庁から何等かの処分を受けることとなった場合には、施設の運営に影響を受ける可能性があります。

当社グループでは、施設運営を円滑に行えるよう、介護保険法改正について社内研修を行っております。

(5) 情報管理について

当社グループが提供しているサービスは業務上、極めて重要な個人情報を取り扱います。在宅介護サービスでは、利用者の家庭に上がってサービスを実施しているため、当社グループスタッフは利用者本人のみならず、その家族等を含めた様々な個人情報に接することになります。

当社グループは、顧客情報については十分な管理を行っておりますが、万一、顧客の情報が外部に流出した場合には、当社グループの信用力が低下し、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、利用者の増加に伴って管理すべき情報の電子化や高度なセキュリティシステムが必要になるなど情報管理に関するコストが増加する可能性があります。

当社グループでは今後も内部統制の整備及び適正な運用を行う考えであります。

(6) 高齢者等に対する事業であることについて

当社グループの事業は、要介護認定を受けた高齢者等に対するものであることから、サービス提供中の転倒事故や感染症の集団発生等、施設内並びに在宅介護サービス提供中の安全衛生管理には細心の注意を払い、従業員の教育指導はもとより運営ノウハウが蓄積された業務マニュアルの遵守を徹底する等、万全を期しております。しかしながら、万一、事故等が発生した場合には、当社グループの信用力が低下し、連鎖的に利用を控える方が増える恐れがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害や感染症の流行について

地震、台風、大雨、大雪等の自然災害が発生しやむなく業務を停止せざるを得なくなる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、インフルエンザ等の感染症が流行した場合には、利用者が当社グループ施設の利用を控えることが想定されるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループでは、自然災害時に安否確認を迅速に行う体制、避難所として施設を開放する事で、利用者だけでなく、地域住民と密接な関係を構築するように努力しております。また感染症に関する情報を早期に発信し、自宅での予防対策までフォローするようにしております。

(8) 風評等の影響について

介護サービス事業は、利用者及びその介護に関わる方々の信頼関係や評判が当社グループの事業運営に大きな影響を与えると認識しております。社員には、当社グループの経営理念を浸透させ、利用者の信頼を得られる質の高いサービスを提供するよう日頃から指導・教育をしておりますが、何らかの理由により当社グループに対するネガティブな情報や風評が流れた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため入社時のオリエンテーションや新人研修を綿密に計画し実施する事で、ネガティブな情報や風評に左右されない社員を育て、経営理念に基づく施設運営を行っております。

(9) 金利変動リスクについて

新規施設の開設には多額の投資が必要であり、当社グループの事業計画を達成する上で新規施設開設のための資金調達が不可欠となります。当社グループは従来、新規施設開設資金を銀行からの借入金により調達してまいりましたので、有利子負債の残高が2020年3月期末現在13,803百万円となっており、総資産に占める有利子負債残高の比率は2020年3月期末75.9%と借入金依存度が高い水準にあります。

なお、当社グループの売上高に対する支払利息の比率は、2020年3月期において2.3%となっております。今後は資本市場からの調達等、資金調達手段の多様化のための施策を講じてまいりますが、他の手段により必要な資金が調達できない場合には、引続き銀行等からの借入により対応することとなり、それにより借入金が増加することが想定されます。この場合、今後金利が0.1%上昇した場合でも経営成績には8百万円程の影響があり、当社グループの利益を圧迫する可能性があります。このため、各施設は利益率向上に注力し、自己資本を高めて借入依存度を低下させる対策をとっております。

(10) 新型コロナウイルスの感染拡大について

介護施設のうち、有料老人ホームなどの入所型施設については、法律に基づく緊急事態宣言が発せられた際に、都道府県知事による使用制限や休業の要請を行なうことができる対象施設にはなっていませんが、デイサービスなどの通所施設については、都道府県知事が必要だと判断した場合、使用制限や休業の要請を行なうことができる施設とされています。外出自粛や新生活様式により、他者との交流を控える目的からデイサービスについては利用を自主的に控える傾向も考えられます。仮に3%の利用者がデイサービスの利用を自粛した場合、100百万円程の影響があり、当社グループの利益を圧迫する可能性があります。また多くの職員や入居者が集団生活を送る入所型施設においては、少数の感染者から連鎖的に感染が拡大するクラスター発生の可能性もあり、この場合、該当施設の収益を大きく圧迫する可能性があります。このため、当社グループにおきましては、感染症対策マニュアルに沿った対応を強化し、対応可能な職員については時差出勤やマイカー出勤を行うなど、職員や面会される家族、外部業者などが施設にウイルスを持ち込まない体制を構築する考えであります。

(11) 固定資産の減損に関するリスク

当社グループは、複数の事業所を運営しており、当該事業所に係る建物・土地などの固定資産を保有しております。事業所の収益性の悪化により、固定資産の簿価を割引前将来キャッシュ・フローで回収できない場合には、当該固定資産について減損処理を行うこととなります。今後も減損損失を計上する可能性があるため、各事業所においてそれぞれの特色を出し、地域でも選ばれる事業所作りを行い、収益性を高めていく考えであります。なお、当連結会計年度においては減損損失を37百万円計上しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調で推移したものの、先行きにつきましては、消費税率引き上げの影響、米中貿易摩擦、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした世界経済の減速懸念の高まりなど不透明感が一層強まる状況となりました。

介護サービス業界におきましては、引き続き超高齢化社会への移行に伴い、介護サービスの利用者数は増加し、需要は更に高まっております。

その一方で、様々な業種にて人材不足が叫ばれている中、介護サービス業界におきましても、海外の人材も含め、人材確保に取り組むことは急務となっており、有資格者の確保はとりわけ困難な状況となっております。それらを改善するために、業界では、介護事業に従事することが社会において魅力があり、生きがいを持てる環境造りが求められております。

このような状況のもと当社グループにおきましては、収益面では、既存施設において施設稼働率を上昇させるため、新規利用者の獲得とサービスの向上に努めました。また、デイサービス1施設及びケアプランセンター4施設を新規開設しており、積極的な施設展開を図ってまいりました。費用面では、介護職員に係る人件費の増加により売上原価が増加するとともに、税務調査による消費税等の追加計上や業務拡大に伴う管理部門の強化等により販売費及び一般管理費が増加しました。また2020年3月以降は新型コロナウイルス感染症の流行によりデイサービス事業で、ご利用を控える利用者が増えるなどの影響が発生いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は15,132百万円（前連結会計年度比6.1%増）となり、営業利益は549百万円（同11.1%増）、経常利益は257百万円（同18.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は209百万円（同1178.1%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

（デイサービス事業）

当セグメントにおきましては、既存デイサービス施設のサービスの質の向上により施設稼働率の向上に努めてまいりました。その結果、売上高は3,630百万円（前連結会計年度比5.6%増）、セグメント利益は387百万円（同12.1%増）となりました。

（施設サービス事業）

当セグメントにおきましては、新規及び既存の有料老人ホームの入居者獲得に注力し、入居率の向上に努めました。その結果、売上高は10,517百万円（同6.1%増）、セグメント利益は1,339百万円（同9.2%増）となりました。

（在宅サービス事業）

当セグメントにおきましては、利益率の改善のため人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組むことに注力してまいりました。その結果、売上高は913百万円（前年同四半期比8.5%増）、セグメント損失は68百万円（前年同四半期はセグメント損失97百万円）となりました。

財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて135百万円減少して18,181百万円となりました。その内訳は、流動資産の増加285百万円、固定資産の減少420百万円によるものであります。負債につきましては、前連結会計年度末に比べて322百万円減少して16,913百万円となりました。その内訳は、流動負債の増加341百万円、固定負債の減少664百万円によるものであります。また、純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて187百万円増加して1,268百万円となりました。その内訳は、利益剰余金の増加186百万円によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて58百万円増加して870百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、獲得した資金は749百万円（前連結会計年度比15.5%減）となりました。その主な内訳は、収入要因として増収増益となったことによる税金等調整前当期純利益344百万円、減価償却費641百万円、支出要因としては売上債権の増加額230百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、支出した資金は95百万円（同76.3%減）となりました。その主な内訳は、支出要因として有形固定資産の取得による支出275百万円、預り保証金の返還による支出89百万円、収入要因としては前連結会計年度、減損損失を計上した施設の事業所閉鎖に伴う、有形固定資産の売却による収入206百万円、預かり保証金の受け入れによる収入110百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、使用した資金は594百万円（同11.4%増）となりました。その主な内訳は、支出要因として短期借入金の返済による支出1,805百万円、主に、施設建設に係る長期借入金の返済による支出982百万円、リース債務の返済による支出179百万円、収入要因として短期借入れによる収入2,045百万円、主に、施設建設に係る長期借入れによる収入350百万円であります。

(3) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループは生産を行っていないため、該当事項はありません。

受注実績

当社グループは受注を行っていないため、該当事項はありません。

販売実績

当連結会計年度における売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは一般顧客を対象とした介護サービス事業ですので、特定の販売先等はありません。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
デイサービス事業(百万円)	3,630	5.6%
施設サービス事業(百万円)	10,517	6.1%
在宅サービス事業(百万円)	913	8.5%
報告セグメント計(百万円)	15,062	6.2%
その他事業(百万円)	70	1.5%
合計(百万円)	15,132	6.1%

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 デイサービス事業において、新規に1施設を開設しております。

4 在宅サービス事業において、新規にケアプランセンター4施設を開設しております。

2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績の分析

- a 当連結会計年度につきましては、新規開設したデイサービスの利用者獲得及び有料老人ホームの入居率向上に注力したことから、売上高は15,132百万円（前連結会計年度比6.1%増）となりました。
- b 売上原価につきましては、主に、有料老人ホームの入居者の増加に伴う介護職員の増員、消耗品や広告宣伝費の増加、サービスの充実に伴い人件費の上昇、入居促進のための入居紹介業者への手数料が増加いたしました。その結果、13,250百万円（前連結会計年度比5.3%増）となりました。
- c 販売費及び一般管理費につきましては、事業規模の拡大に伴う管理費用の増大や内部監査体制の強化及び美化・サービスについての社員教育に係る費用の増加、税務調査による消費税等の不足税額等の追加計上等により、1,332百万円（同13.2%増）となりました。
- d 営業利益につきましては、有料老人ホームの入居者獲得及びデイサービスの利用者獲得に注力したことにより、営業利益549百万円（同11.1%増）となりました。
- e 営業外収益につきましては、56百万円（同39.4%増）となりました。これは主に、受取賃貸料によるものであります。
営業外費用につきましては、349百万円（同10.0%増）となりました。これは主に、銀行借入及びリース取引に伴う支払利息によるものであります。
- f 特別利益につきましては、124百万円（前連結会計年度は - 百万円）となりました。これは、建物及び構築物、土地等の固定資産売却益によるものであります。
- g 特別損失につきましては、37百万円（前連結会計年度比62.1%減）となりました。これは、建物及び構築物、土地等の減損損失によるものであります。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（デイサービス事業）

当セグメントにおきましては、熊本県熊本市に「西原デイサービスセンター」を新規開設いたしました。また、新規及び既存デイサービス施設のサービスの質の向上により施設稼働率の向上に努めてまいりました。その結果、売上高は3,630百万円（前連結会計年度比5.6%増）、セグメント利益は387百万円（同12.1%増）となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の流行により2020年3月下旬から、ご利用を控える利用者が増えるなどの影響が発生いたしました。

（施設サービス事業）

当セグメントにおきましては、既存の有料老人ホームの入居者獲得に注力し、入居率の向上に努めました。その結果、売上高は10,517百万円（同6.1%増）、セグメント利益は1,339百万円（同9.2%増）となりました。なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の流行による影響は見受けられません。

（在宅サービス事業）

当セグメントにおきましては、福岡県北九州市、山口県下関市、熊本県熊本市、千葉県鎌ヶ谷市に各1施設新規開設いたしました。また、利益率の改善のため人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組むことに注力してまいりました。その結果、売上高は913百万円（同8.5%増）、セグメント損失は68百万円（前連結会計年度はセグメント損失97百万円）となりました。なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の流行による影響は見受けられません。

当社グループは、わが国の介護保険を取り巻く環境を踏まえ、継続的な売上成長と、スケールメリットを追求することが必要と認識しております。これらを実現するためには、収益性、投資効率等の観点から、売上高伸長率、売上高経常利益率並びにROE（自己資本利益率）を主要な経営指標として位置づけとしております。当連結会計年度における売上高伸長率は6.1%（前連結会計年度は2.9%）であり、売上高経常利益率は1.7%（前連結会計年度は1.5%）であり、ROE（自己資本利益率）は17.9%（前連結会計年度は1.5%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。

財政状態の分析

a 流動資産

当連結会計年度における流動資産は、3,640百万円（前連結会計年度比8.5%増）となり、前連結会計年度に比べ285百万円増加しました。この主な要因は、現金及び預金が58百万円、売掛金が230百万円増加したことによるものであります。

b 固定資産

当連結会計年度における固定資産は、14,540百万円（同2.8%減）となり、前連結会計年度に比べ420百万円減少しました。この主な要因は、有料老人ホーム及びデイサービス施設の建物及び構築物が137百万円減少、リース資産が246百万円減少したことによるものであります。

c 流動負債

当連結会計年度における流動負債は、5,568百万円（同6.5%増）となり、前連結会計年度に比べ341百万円増加しました。この主な要因は、短期借入金が240百万円、未払法人税等が99百万円増加したことによるものであります。

d 固定負債

当連結会計年度における固定負債は、11,345百万円（同5.5%減）となり、前連結会計年度に比べ664百万円減少しました。この主な要因は、長期借入金が605百万円、リース債務が187百万円減少し、退職給付に係る負債が44百万円増加したことによるものであります。

e 純資産

当連結会計年度における純資産は、1,268百万円（同17.3%増）となり、前連結会計年度に比べ187百万円増加しました。この主な要因は、利益剰余金が186百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、当連結会計年度における総資産は18,181百万円（同0.7%減）となり、前連結会計年度に比べ135百万円減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、第2 事業の状況の「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

当社グループの業容拡大についてはデイサービスセンターと有料老人ホームの新規開設に負う部分が大きく、今後も事業拡大のため積極的に事業所開設を行う考えであります。開設に係る用地取得資金、建設資金及び建物の賃借契約にかかる敷金・建設協力金等につきましては、獲得した営業活動によるキャッシュ・フローや銀行借入を含めた収支のバランスを勘案しながら最善の資金調達手段を検討していく考えであります。なお、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の流行により、資金調達等に対する影響は見受けられません。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、連結財務諸表作成に際しては経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告に影響を与える見積りが必要ですが、この判断及び見積りは、過去の実績を勘案するなど、可能な限り合理的な根拠を有した仮定や基準を設定した上で実施しております。しかしながら、事前に予測不能な事象の発生等により実際の結果が現時点の見積りと異なる場合も考えられます。当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、第5 経理の状況の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。以下に掲げる会計方針は連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えておりますので、特に記述いたします。

・ 固定資産の減損

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行い、減損処理の要否を検討しております。減損損失の認識に当たり使用する割引前将来キャッシュ・フローの算定に当たっては、利用者数や従業員数の増減など、さまざまな仮定をおいて見積りを行っております。

また、当連結会計年度末の見積りに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を加味して見積りを行っております。具体的には、内閣官房から発出されている同感染症に関する情報や政府・自治体の取り組みなどを参考にした上で、2020年3月から利用者数の減少が認められるデイサービス事業について、2020年4月以降、利用者数が一定割合減少し、その後徐々に回復するものの、新型コロナウイルス感染症の収束により利用者数が感染拡大前の水準まで回復するには、翌連結会計年度末までの期間を要するものと仮定して見積りを行っております。ただし、これらの見積りには不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況が変化した場合には損失額が増減する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損損失を37百万円計上しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は322百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

(1) デイサービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、124百万円であります。この主な内訳は、新規開設1施設の建物及び構築物の建築104百万円及び既存施設の設備の更新及びリフォームによるものであります。

なお、当連結会計年度に実施しました重要な設備の売却は、九州地区あすかデイサービス（福岡県福岡市）の建物及び土地の売却であります。

(2) 施設サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、136百万円であります。この主な内訳は、新規開設予定1施設の建物及び構築物の建築着手金95百万円であります。

なお、当連結会計年度に実施しました重要な設備の売却は、九州地区あすかグループホーム（福岡県福岡市）の建物及び土地の売却であります。

(3) 在宅サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、6百万円であります。この主な内訳は、備品等及びソフトウェアの購入によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(4) 全社（共通）

当連結会計年度の主な設備投資は、55百万円であります。この主な内訳は、本社における備品等及びソフトウェアの購入によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	事業 所数	設備の 内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
				建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (北九州市小倉北区)	-	-	本社及び 介護拠点	54	5	39 (431.76)	-	4	103	45 (7)
北海道地区	施設サービス事業	3施設	介護拠点	263	4	100 (1,875.91)	181	-	548	60 (20)
東北地区	施設サービス事業	2施設	介護拠点	-	3	- (-)	628	-	632	29 (20)
関東地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	9施設 13施設 6施設	介護拠点	722	22	572 (6,405.99)	1,632	-	2,949	298 (206)
甲信・東海地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	5施設 9施設 1施設	介護拠点	652	10	149 (3,044.34)	1,364	-	2,176	181 (117)
関西地区	施設サービス事業	4施設	介護拠点	1,115	7	- (-)	11	-	1,133	92 (38)
中国・四国地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業 その他	3施設 4施設 4施設 1施設	介護拠点 及び 賃貸施設	312	11	379 (4,067.67)	54	-	757	117 (73)
九州地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	16施設 7施設 18施設	介護拠点	1,298	30	712 (11,051.97)	22	-	2,064	333 (239)
合計				4,419	94	1,952 (26,877.64)	3,895	4	10,366	1,155 (720)

- (注) 1 帳簿価額には消費税等を含んでおりません。
2 帳簿価額のうち、「その他」は車両運搬具であります。
3 現在休止中の設備はありません。
4 従業員数の()は、期末時点の臨時雇用者数を外書きしております。
5 上記の他、主要な設備の賃借及びリース設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 及び年間賃借料 (百万円)
ラ・ナシカふじまつ (福岡県北九州市)他 12事業所 (所有権移転外ファイナンス・リース)	施設サービス事業	介護拠点	329
宇佐町デイサービスセンター (福岡県北九州市)他 42事業所 (オペレーティング・リース)	デイサービス事業 施設サービス事業	介護拠点	439
小文字デイサービスセンター (福岡県北九州市)他 105事業所 (オペレーティング・リース)	本 社 デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	業務車両 509台	149
合計			917

(2) 子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の 名 称	事 業 所 数	設 備 の 内 容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
					建 物 及び構築物	工 具、器 具 及び備品	土 地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
株式会社 パイン	関東地区	施設サービス事業 そ の 他	2施設	本社及び 介護拠点 そ の 他	103	8	130 (613.69)	695	95	1,033	15 (12)
株式会社 パイン	九州地区	施設サービス事業 そ の 他	4施設	本社及び 介護拠点 そ の 他	272	5	99 (2,595.83)	7	0	385	55 (39)
味屋フーズ株式 会社	関東地区	そ の 他	1施設	本社及び そ の 他	-	-	- (-)	-	-	-	20 (138)
合計					375	14	229 (3,209.52)	703	95	1,419	90 (189)

- (注) 1 帳簿価額には消費税等を含んでおりません。
2 現在休止中の設備はありません。
3 従業員数の()は、期末時点の臨時雇用者数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方 法	着手及び完成 予定年月		完成後の 収容能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完成	
麻生の郷(仮称) 北海道札幌市	施設サービス 事業	介護拠点	620	-	借入金	2020年5月	2021年1月	50名
武蔵野の郷(仮称) 埼玉県所沢市	施設サービス 事業	介護拠点	836	95	借入金	2020年1月	2021年5月	74名

(注) 上記金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,476,000	11,476,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	11,476,000	11,476,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2014年1月1日 (注)	5,738,000	11,476,000	-	432	-	308

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	19	22	13	5	1,987	2,048	-
所有株式数 (単元)	-	160	1,633	23,531	877	21	88,527	114,749	1,100
所有株式数の 割合(%)	-	0.14	1.42	20.51	0.76	0.02	77.15	100	-

(注) 自己株式137株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に37株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山崎 嘉 忠	福岡県北九州市小倉南区	2,915	25.40
高齢社会戦略1号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区永田町 1 - 11 - 30	1,935	16.86
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田 3 - 3 - 5	918	7.99
有限会社タチバナ	福岡県古賀市青柳362 - 1	676	5.89
シダー取引先持株会	福岡県北九州市小倉北区大島 1 - 7 - 19	656	5.71
座小田 孝 安	福岡県北九州市若松区	574	5.00
富士産業株式会社	東京都港区新橋 5 - 32 - 7	264	2.30
西日本ユウコー商事株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町 3 - 1	241	2.10
久保 賢 司	高知県高知市	181	1.57
シダー従業員持株会	福岡県北九州市小倉北区大島 1 - 7 - 19	172	1.50
計	-	8,534	74.36

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,474,800	114,748	-
単元未満株式	普通株式 1,100	-	-
発行済株式総数	11,476,000	-	-
総株主の議決権	-	114,748	-

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式37株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社シダー	福岡県北九州市 小倉北区大島1-7-19	100	-	100	0.0
計	-	100	-	100	0.0

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	137	-	137	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の向上及び経営基盤強化のため、事業拡大による成長のための投資資金及び内部留保の充実と利益配分とのバランスを念頭に、株主への安定継続した配当に加え業績の伸長に応じた配当を実施すべきものと考えております。

当社は期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり4円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、コスト競争力を高めるとともに新規事業への展開を図るために、有効に投資してまいりたいと考えております。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月25日 定時株主総会決議	45	4

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

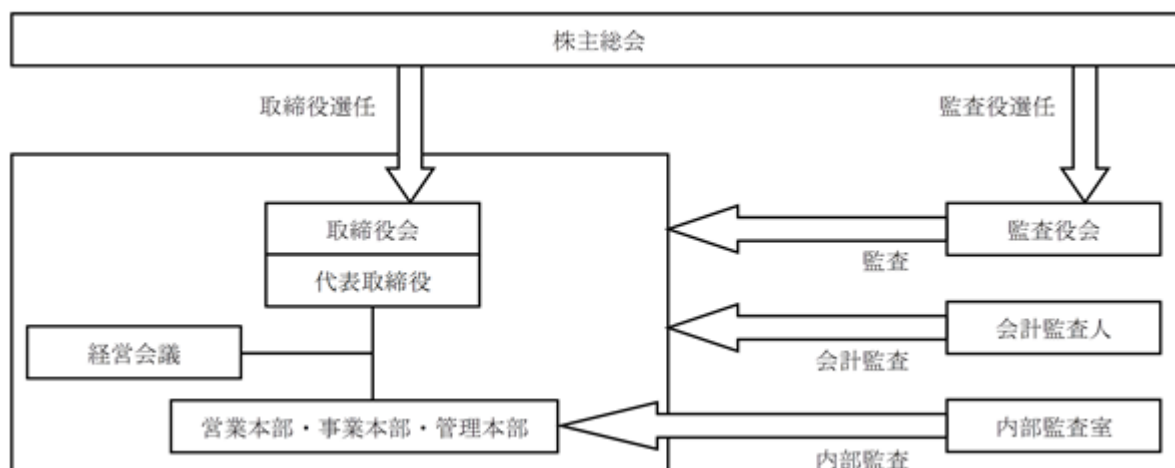
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、当社の利害関係者と良好な関係を構築するに当たっての重要事項と考えております。当社の意思決定や行動が法令や市場のルールに反していないかという適法性を重視するだけでなく、社会に貢献しているか、社会の要請に反していないかという企業の社会性も重視しています。そして、コーポレート・ガバナンスが適確に機能するためには、徹底した透明性が必要であると考えております。法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主や投資家をはじめ、従業員、地域社会や顧客に対して積極的に情報開示を行っていく考えであります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治体制の概要



取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 座小田孝安が議長を務めております。構成メンバーは、代表取締役会長 山崎嘉忠、代表取締役社長 座小田孝安、取締役 寺戸靖和、取締役 下屋敷寛、社外取締役 中村儀成の取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されており、業務執行の迅速な意思決定や透明性を維持する組織を構築しております。また、取締役会には、監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監督・監視する体制となっております。

監査役会

当社の監査役会は、監査役（常勤） 二之宮さおり、社外監査役（非常勤） 時枝和正、社外監査役（非常勤） 大野繁樹の監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役の独立性と客観性を確保するため、社外監査役（非常勤）を2名選任しており、取締役会の業務執行の監督・監視機能を強化しております。なお、社外監査役であった板鳥博子氏は、2020年6月25日開催の2020年3月期に係る定時株主総会終結をもって任期満了となり、新たに時枝和正氏が就任しております。

内部監査室

代表取締役の直轄組織として内部監査室（7名）を設置しており、内部監査室長は白川敬子が務めております。内部監査室においては、当社各事業部門が関係法令や社内規程を順守し、適切な運営がなされているか監査・指摘・検証を行っております。

会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。詳細は「(3) 監査の状況」に記載のとおりであります。

b 当該体制を採用する理由

当該体制を採用する理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

企業統治に関するその他の事項

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業行動指針を定め、リスク管理及びコンプライアンスに関する体制を全体に統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス管理規程を定め、周知・徹底する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、法令及び文書・情報に係る社内規程に従い、適切に保存・管理を行う。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを把握し管理を行うため、リスク管理規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制にかかる責任者及び各部門内のリスク管理に係るリスク管理担当者を定め、リスクを適時に認識・把握し、適切な対応を行う。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を月1回定時に開催し、また、必要に応じて適宜臨時に開催し、法定事項のほか、業務執行に関する基本事項・重要事項の方針について決定する。
- e 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を設置することができる。
取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事等については、監査役と事前に協議し決定する。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす職務の執行の状況について報告する。
監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っていく。

上記の内部統制システムを整備することによって、不測の事態や業務上の人為的な過誤を未然に防ぎ、株主や投資家の信頼を失うことが無いよう、全社を挙げて内部統制システムの確立に取り組み、運用の徹底を図ってまいっている所存です。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社の内部監査部門は、定期的の子会社の業務監査を行うことに加えてコンプライアンス・リスク管理体制等に関しましても監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告することとしております。また、子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととしております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長	山崎 嘉忠	1955年1月11 日生	1975年3月 下関カマチ病院入職 1981年9月 小文字病院入職 1997年4月 下関第一病院入職 2000年10月 当社入社、当社代表取締役社長就任 2016年6月 当社代表取締役会長就任(現任)	(注)3	2,915,400
代表取締役 社長 営業本部長	座小田 孝安	1963年1月25 日生	1985年3月 昭和病院入職 1986年4月 小文字病院入職 2000年7月 株式会社メディックスジャパン入社 2000年10月 当社入社、当社専務取締役営業本部長就任 2013年11月 当社代表取締役専務営業本部長就任 2016年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長就任 (現任)	(注)3	574,100
取締役 事業本部長	寺戸 靖和	1944年4月5 日生	1968年4月 山十株式会社入社 1981年9月 小文字病院入職 1994年1月 株式会社トータル・メディカルサービス入社 1994年11月 小文字病院入職 2003年3月 当社入社、当社常勤監査役就任 2016年6月 当社取締役管理本部長就任 2018年6月 当社取締役事業本部長就任(現任)	(注)3	7,700
取締役 管理本部長	下屋敷 寛	1962年12月16 日生	1987年4月 日本金属㈱入社 1997年9月 日本エスエム㈱入社 2000年12月 小文字病院入職 2001年2月 当社入社 2005年4月 当社経理部長 2018年4月 当社管理本部長就任 2018年6月 当社取締役管理本部長就任(現任)	(注)3	15,900
取締役	中村 儀成	1964年10月6 日生	1986年4月 小文字病院入職 1988年3月 牧山中央病院入職 2008年4月 小倉リハビリテーション学院入職 2008年9月 NPO法人列島会 理事長就任(現任) 2011年9月 特定非営利活動法人ゆとり 理事長(現任) 2017年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	二之宮 さおり	1973年8月20 日生	1995年4月 小文字病院入職 1997年5月 徳カクリニック入職 1998年5月 下関第一病院入職 2000年10月 株式会社メディックスジャパン入社 2001年1月 当社入社、デイスサービス主任就任 2003年3月 内部監査室長就任 2016年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	8,100
監査役	時枝 和正	1966年9月21 日生	2001年2月 弁護士登録 ひびき法律事務所 2011年10月 時枝法律事務所(現 時枝・渡邊法律事務所)開設 2019年4月 福岡弁護士会副会長就任 日本弁護士会理事就任 2020年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	大野 繁樹	1958年5月11 日生	1986年7月 小文字病院入職 1987年7月 和白病院入職 1992年7月 (有)シー・エフ・デイ(現 株式会社トータル・メディカルサービス)専務取締役就任 2008年6月 株式会社トータル・メディカルサービス代表取締役就任(現任) 2016年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	125,000
計					3,646,200

- (注) 1 取締役中村儀成は、社外取締役であります。
2 監査役時枝和正及び大野繁樹は、社外監査役であります。
3 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2年間であります。
4 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年間であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社においては、社外取締役及び社外監査役は役員会等の重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて常勤取締役及び常勤監査役または使用人にその説明を求め、専門的見地及び会社経営者としての長年の実務経験等から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うこととしております。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、基準等は特段設けておりませんが、経営に対する客観性及び中立性を重視しております。

社外取締役である中村儀成氏は、NPO法人列島会及び特定非営利活動法人ゆとりの理事長を兼任しております。同氏は、老人介護・障害支援事業に関する幅広い見識と経験を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏が代表理事を務めるNPO法人列島会及び特定非営利活動法人ゆとりと当社との間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役である時枝和正氏は、弁護士としての職歴やリーガル知識など、会社が社会に対して公正な役割を果たしているかを監督するという観点から、また、法律の専門家として高い見識を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏の法律事務所と当社との間には、現在及び過去において顧問契約関係は存在せず、特別な利害関係はありません。

社外監査役である大野繁樹氏は、株式会社トータル・メディカルサービスの代表取締役等を兼任しております。同氏は、自ら医療関連の会社を経営しており、長年の会社経営の豊富な実務経験を生かし、経営の客観性及び中立性の観点から、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏が代表取締役を務める株式会社トータル・メディカルサービス等と当社との間には、当社株式の保有を除き、特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役の当社株式の保有状況は、「役員一覧」に記載のとおりであります。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役(非常勤)を1名選任しており、業務執行の迅速な意思決定や透明性を維持する組織を構築しております。また、常勤監査役のほか社外監査役を2名選任しており、取締役会等に出席して意見を述べるほか、取締役の意思決定について、法令・定款の遵守及び社会性等の見地から管理・監督を受けるとともに、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

監査役と会計監査人は、会計監査人の本社往査時に適宜ミーティングを行い、意見交換や連絡を密にしております。監査役は、会計監査人からの指摘事項の把握に努め、適切かつ円滑な監査が行われるよう社内整備を推進するなどして連携を図っております。また、監査役と内部監査室との連携は、必要不可欠であるという認識のもと、内部監査室の監査については監査役と監査方針の打ち合わせを行い、重点的な監査項目について意見交換や監査結果、改善指導事項及び改善状況について書面、または、口頭で報告を受け連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社では、常勤監査役1名のほか社外監査役を2名選任しており、取締役会等に出席して意見を述べるほか、取締役の意思決定について、法令・定款の遵守及び社会性等の見地から管理・監督を受けるとともに、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

常勤監査役である二之宮さおりは、当社の内部監査室長の経歴を持ち、当社の事業内容に精通しており、幅広い見識を有しております。また、社外監査役である時枝和正氏は、弁護士としての職歴やリーガル知識など、会社が社会に対して公正な役割を果たしているかを監督するという観点から、また、法律の専門家として高い見識を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。さらに、社外監査役である大野繁樹は、自ら医療関連の会社を経営しており、長年の会社経営の豊富な実務経験を活かし、経営の客観性及び中立性の観点から、当社の経営について指導、助言、監督にあっております。

当事業年度において当社は監査役会を合計8回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
二之宮 さおり	8回	8回
板鳥 博子	8回	8回
大野 繁樹	8回	8回

(注) 社外監査役であった板鳥博子氏は、2020年6月25日開催の2020年3月期に係る定時株主総会終結をもって退任しております。

監査役会における主な検討事項としては、取締役による競業取引や利益相反取引が生じた場合の妥当性、取締役会や株主総会議事録の閲覧、稟議規程による稟議事項の処理の適正さ、新規事業所の立ち上げや廃止が開設基準や閉鎖基準に基づいているかの検討であります。

また、常勤の監査役的活動として、定時取締役会及び臨時取締役会への出席、監査法人や内部監査室との連携や意見交換、内部監査結果や改善事項の共有、稟議書等の重要書類の閲覧、関係者へのヒアリングを実施しております。

内部監査の状況

当社では、内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査室には、社内業務に通じた専任の人員を7名配属し、計画的な内部監査活動を実施することで、法令遵守や業務上の過誤による不測の事態の発生を予防するとともに、業務改善と経営効率の向上を目指しております。また、監査法人や監査役との連携を図るため適宜、関係部署と会合をもち情報を共有しております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b 継続監査期間

13年間

c 業務を執行した公認会計士

中野 宏治
室井 秀夫

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、会計士試験合格者等2名、その他3名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定するに当たって、監査法人の沿革と監査実績、当社が属する業界の知見、公認会計士法に基づく処分や会社法上の欠格事由の有無、監査法人の品質管理体制、監査法人の独立性、専門性、監査の実施体制、監査テクノロジー、監査報酬見積額等の適切性を考慮するものとしており、これらを総合的に勘案した結果、効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できること等から、有限責任監査法人トーマツは適任であると判断したものであります。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」及び監査法人が定めたガバナンス・コードを踏まえ、会計監査人とのコミュニケーションを通じて、監査チームの独立性、監査計画の内容、特別な検討を必要とするリスク等及び不正リスクへの対応並びに経営者等とのコミュニケーションの状況等を評価し、監査法人の品質管理体制及び監査の方法並びに監査結果等を勧案の上、行っております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	23	-	22	0
連結子会社	-	-	-	-
計	23	-	22	0

当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準等への対応に関する助言・指導であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）に属する組織に対する報酬（aを除く）
該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から、監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勧案した上で決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し検討した結果によるものであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、当該方針に従い、役員の担当する職務、業績、貢献度等の要素を総合的に勘案して役員の報酬等の額を決定しております。役員の報酬等は、固定報酬のみで構成されております。

当社の役員の報酬等の額の決定に当たっては、中長期的な事業拡大による成長のため内部留保の充実を念頭に、代表取締役は、会社の業績・各役員の職務内容・在任期間等を総合的に検討して、役員の報酬の額を提案し、取締役の報酬は取締役会、監査役の報酬は監査役会にて協議の上、決定しております。取締役の報酬限度額は、2002年5月28日開催の第21期定時株主総会において、年額300百万円以内、監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催の第23期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。

当事業年度における当社役員の報酬等の額の決定過程における活動としては、代表取締役からの提案内容を基に、上述の方針に従い、取締役会は2019年6月27日、監査役会は2019年6月27日に役員間で協議の上、決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	74	74	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く)	7	7	-	-	1
社外役員	2	2	-	-	3

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
報酬等の総額が1億円以上となる役員は存在しないため、記載を省略しております。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
使用人兼務役員は存在しないため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式、純投資目的以外の目的である投資株式のいずれも保有していません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、改正に適時に対応できる体制を整備するための人員を配置し、これらの者を監査法人等の行う各種の会計セミナー等に派遣しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	811	870
売掛金	2,333	2,563
その他	212	209
貸倒引当金	1	2
流動資産合計	3,355	3,640
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,493	2,479
車両運搬具(純額)	6	4
工具、器具及び備品(純額)	114	109
土地	2,288	2,181
リース資産(純額)	4,845	4,599
建設仮勘定	68	95
有形固定資産合計	11,256	11,785
無形固定資産		
ソフトウェア	48	42
その他	8	35
無形固定資産合計	56	78
投資その他の資産		
繰延税金資産	72	98
長期前払費用	186	189
敷金及び保証金	2,172	2,266
その他	219	124
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	2,648	2,677
固定資産合計	14,961	14,540
資産合計	18,316	18,181

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	208	205
短期借入金	2 2,765	2 3,005
1年内返済予定の長期借入金	2 765	2 737
リース債務	179	187
未払金	175	147
未払費用	393	460
未払法人税等	87	187
預り金	131	80
前受収益	251	271
賞与引当金	211	230
その他	56	54
流動負債合計	5,226	5,568
固定負債		
長期借入金	2 4,828	2 4,223
リース債務	5,838	5,650
退職給付に係る負債	425	469
資産除去債務	101	102
その他	816	898
固定負債合計	12,009	11,345
負債合計	17,235	16,913
純資産の部		
株主資本		
資本金	432	432
資本剰余金	308	308
利益剰余金	342	529
自己株式	0	0
株主資本合計	1,083	1,269
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	2	1
その他の包括利益累計額合計	2	1
純資産合計	1,080	1,268
負債純資産合計	18,316	18,181

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	14,258	15,132
売上原価	12,586	13,250
売上総利益	1,671	1,882
販売費及び一般管理費	1,176	1,332
営業利益	494	549
営業外収益		
受取利息	10	10
受取賃貸料	14	16
その他	15	29
営業外収益合計	40	56
営業外費用		
支払利息	314	346
その他	3	3
営業外費用合計	317	349
経常利益	218	257
特別利益		
固定資産売却益	2 -	2 124
特別利益合計	-	124
特別損失		
減損損失	3 97	3 37
特別損失合計	97	37
税金等調整前当期純利益	120	344
法人税、住民税及び事業税	71	161
法人税等調整額	32	27
法人税等合計	103	134
当期純利益	16	209
親会社株主に帰属する当期純利益	16	209

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	16	209
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	0	0
その他の包括利益合計	0	0
包括利益	15	210
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	15	210

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	432	308	372	0	1,112
当期変動額					
剰余金の配当			45		45
親会社株主に帰属する当期純利益			16		16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	29	-	29
当期末残高	432	308	342	0	1,083

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1	1	1,110
当期変動額			
剰余金の配当			45
親会社株主に帰属する当期純利益			16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	30
当期末残高	2	2	1,080

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	432	308	342	0	1,083
当期変動額					
剰余金の配当			22		22
親会社株主に帰属する当期純利益			209		209
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	186	-	186
当期末残高	432	308	529	0	1,269

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2	2	1,080
当期変動額			
剰余金の配当			22
親会社株主に帰属する当期純利益			209
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	187
当期末残高	1	1	1,268

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	120	344
減価償却費	619	641
減損損失	97	37
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	1
賞与引当金の増減額(は減少)	16	19
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	47	45
受取利息	10	10
支払利息	314	346
有形固定資産売却損益(は益)	-	124
売上債権の増減額(は増加)	61	230
仕入債務の増減額(は減少)	18	2
その他	180	81
小計	1,306	1,147
利息の受取額	1	1
利息の支払額	314	346
補償金の受取額	-	4
法人税等の支払額	106	78
法人税等の還付額	-	20
営業活動によるキャッシュ・フロー	886	749
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	362	275
有形固定資産の売却による収入	1	206
無形固定資産の取得による支出	21	46
敷金及び保証金の差入による支出	23	1
敷金及び保証金の回収による収入	0	1
預り保証金の返還による支出	88	89
預り保証金の受入による収入	90	110
投資活動によるキャッシュ・フロー	404	95
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,995	2,045
短期借入金の返済による支出	1,830	1,805
長期借入れによる収入	290	350
長期借入金の返済による支出	781	982
リース債務の返済による支出	161	179
配当金の支払額	45	22
財務活動によるキャッシュ・フロー	533	594
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	51	58
現金及び現金同等物の期首残高	863	811
現金及び現金同等物の期末残高	1,811	1,870

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社パイン

味屋フーズ株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 4~41年

工具、器具及び備品 2~20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を採用しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の翌連結会計年度に全額費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「有形固定資産の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1百万円は、「有形固定資産の売却による収入」1百万円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当社のデイサービス事業に影響を及ぼしております。

内閣官房から発出されている同感染症に関する情報や政府・自治体などの取り組みを参考にした上で、2020年4月以降、例年に比べ利用者数が一定割合減少し、その後徐々に回復するものの、新型コロナウイルス感染症の収束により利用者数が感染拡大前の水準まで回復するには、翌連結会計年度末までの期間を要するものと仮定しております。

当社は、上述した仮定をもとに、当連結会計年度末における固定資産の減損の見積りを行っておりますが、これらの見積りには不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況が変化した場合には損失額が増減する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損損失37百万円を計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	5,160百万円	5,716百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	4,591百万円	4,469百万円
土地	2,141	2,049
計	6,732	6,519

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	1,578百万円	1,953百万円
1年内返済予定の長期借入金	736	708
長期借入金	4,661	4,085
計	6,976	6,747

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	108百万円	103百万円
給料及び手当	361	387
賞与引当金繰入額	18	21
退職給付費用	4	4
租税公課	234	330
減価償却費	13	15

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
土地	- 百万円	81百万円
建物	-	43
計	-	124

3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

用途	場所	種類	金額(百万円)
事業用資産	福岡県福岡市(2施設)	建物及び構築物、土地等	97

当社グループは、内部管理上、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行っております。

回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(97百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物91百万円、土地3百万円、工具、器具及び備品2百万円等であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、土地について、固定資産税評価額等を基礎に算定した金額により、その他の固定資産については、備忘価額で評価しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

用途	場所	種類	金額(百万円)
事業用資産	福岡県豊前市(1施設)	建物及び構築物、土地等	37

当社グループは、内部管理上、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行っております。

回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失(37百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物22百万円、土地14百万円、工具、器具及び備品0百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを4.5%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)
 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	3百万円	2百万円
組替調整額	2	3
税効果調整前	1	0
税効果額	0	0
退職給付に係る調整額	0	0
その他の包括利益合計	0	0

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,476,000	-	-	11,476,000
合計	11,476,000	-	-	11,476,000
自己株式				
普通株式	137	-	-	137
合計	137	-	-	137

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	45	4	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	22	利益剰余金	2	2019年3月31日	2019年6月28日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,476,000	-	-	11,476,000
合計	11,476,000	-	-	11,476,000
自己株式				
普通株式	137	-	-	137
合計	137	-	-	137

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	22	2	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	45	利益剰余金	4	2020年3月31日	2020年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	811百万円	870百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	811	870

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	720百万円	-

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として施設サービス事業における事業所建物(建物及び構築物)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度(2019年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	3,955	2,128	1,827
合計	3,955	2,128	1,827

(単位: 百万円)

	当連結会計年度(2020年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	3,955	2,294	1,661
合計	3,955	2,294	1,661

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	167	178
1年超	2,418	2,239
合計	2,585	2,418

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払リース料	329	329
減価償却費相当額	166	166
支払利息相当額	171	161

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

(減損損失について)

減損の対象となるリース資産がないため、項目等の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	484	502
1年超	6,123	5,789
合計	6,608	6,292

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金につきましては銀行借入により調達しており、新規施設の開設等に係る設備投資資金につきましては銀行借入及びリース債務により調達しております。資金運用につきましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブの利用もなく、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金は、契約締結時に賃貸人等に対して差し入れたものであり、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後28年であります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	811	811	-
(2) 売掛金	2,333	2,333	-
(3) 敷金及び保証金	2,172	2,236	63
資産計	5,317	5,381	63
(1) 買掛金	208	208	-
(2) 短期借入金	2,765	2,765	-
(3) 未払金	175	175	-
(4) 未払法人税等	87	87	-
(5) 預り金	131	131	-
(6) 長期借入金(1)	5,593	5,593	-
(7) リース債務(2)	6,017	6,668	651
負債計	14,979	15,631	651

(1) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	870	870	-
(2) 売掛金	2,563	2,563	-
(3) 敷金及び保証金	2,266	2,309	42
資産計	5,700	5,743	42
(1) 買掛金	205	205	-
(2) 短期借入金	3,005	3,005	-
(3) 未払金	147	147	-
(4) 未払法人税等	187	187	-
(5) 預り金	80	80	-
(6) 長期借入金(1)	4,960	4,960	-
(7) リース債務(2)	5,838	6,464	626
負債計	14,424	15,051	626

(1) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(2) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、契約期間による償還予定に基づく将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もられた割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	811	-	-	-
売掛金	2,333	-	-	-
敷金及び保証金	297	740	336	798
合計	3,442	740	336	798

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	870	-	-	-
売掛金	2,563	-	-	-
敷金及び保証金	283	872	346	764
合計	3,717	872	346	764

3. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,765	-	-	-	-	-
長期借入金	765	714	607	543	436	2,527
リース債務	179	187	195	196	196	5,062
合計	3,709	901	803	739	632	7,589

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,005	-	-	-	-	-
長期借入金	737	611	547	441	460	2,162
リース債務	187	195	196	196	203	4,858
合計	3,929	807	744	637	663	7,021

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく退職一時金制度を制定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	377百万円	425百万円
勤務費用	65	71
利息費用	1	1
数理計算上の差異の発生額	3	2
退職給付の支払額	21	31
退職給付債務の期末残高	425	469

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	425百万円	469百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	425	469
退職給付に係る負債	425	469
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	425	469

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	65百万円	71百万円
利息費用	1	1
数理計算上の差異の費用処理額	2	3
確定給付制度に係る退職給付費用	68	76

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
数理計算上の差異	1百万円	0百万円

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識数理計算上の差異	3百万円	2百万円

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(割引率については加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.36%	0.36%
予想昇給率	1.01~1.41%	1.01~1.41%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年 3月31日)	当連結会計年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	62百万円	70百万円
退職給付に係る負債	129	142
減損損失	29	11
税務上の繰越欠損金(注)2	8	25
その他	66	85
繰延税金資産小計	296	335
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	8	25
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	191	188
評価性引当額小計(注)1	200	214
繰延税金資産合計	95	121
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	23	22
繰延税金負債合計	23	22
繰延税金資産の純額	72	98

(注) 1. 評価性引当額が14百万円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年 3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	8	8百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	8	8百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2020年 3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(2)	-	-	-	-	-	25	25百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	25	25百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	0.8
住民税均等割	12.5	4.6
評価性引当額の増減	38.8	3.3
その他	2.4	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	86.3	39.1

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、その総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産につきましては、その総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部が、取り扱うサービスについての包括的な戦略を企画・立案し、事業活動を展開しております。従いまして、当社は、事業本部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「デイサービス事業」、「施設サービス事業」及び「在宅サービス事業」の3つを報告セグメントとしております。

デイサービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者に対し、デイサービスセンターにおいて日常生活の介護、機能訓練等を行う事業であります。

施設サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者が、施設において日常生活等の介護・相談・助言及び、機能訓練等のサービスを利用する「介護付有料老人ホーム」の事業及び、認知症の状態にある方についての「グループホーム」の事業を、主に運営しております。

在宅サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者などに対し、医師の指示書のもとに在宅でリハビリ・療養・介護のサービスを行う「訪問リハビリテーション」「訪問看護」「訪問介護(ホームヘルパー)」の事業と、介護サービスの選択・マネジメントを行う「ケアプラン作成」の事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デイサービス 事業	施設サービス 事業	在宅サービス 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,438	9,908	841	14,188	69	14,258
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	449	449
計	3,438	9,908	841	14,188	519	14,708
セグメント利益又は セグメント損失()	345	1,226	97	1,474	65	1,540
セグメント資産	2,896	13,685	153	16,735	36	16,772
その他の項目						
減価償却費	92	506	2	601	3	605
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	202	863	2	1,068	-	1,068

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デイサービス 事業	施設サービス 事業	在宅サービス 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,630	10,517	913	15,062	70	15,132
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	682	682
計	3,630	10,517	913	15,062	753	15,815
セグメント利益又は セグメント損失()	387	1,339	68	1,659	86	1,745
セグメント資産	2,929	13,479	164	16,573	37	16,611
その他の項目						
減価償却費	96	521	3	622	4	626
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	124	136	6	267	4	271

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	14,188	15,062
「その他」の区分の売上高	69	70
連結財務諸表の売上高	14,258	15,132

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,474	1,659
「その他」の区分の利益	65	86
セグメント間取引消去	0	0
全社費用(注)	1,045	1,194
連結財務諸表の営業利益	494	549

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	16,735	16,573
「その他」の区分の資産	36	37
全社資産(注)	1,544	1,569
連結財務諸表の資産合計	18,316	18,181

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社現金及び預金であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費(注1)	601	622	3	4	14	15	619	641
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注2)	1,068	267	-	4	32	51	1,101	322

(注) 1. 減価償却費の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社有形固定資産の減価償却費であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社の設備投資額及び報告セグメントに配分前の建設仮勘定であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、セグメント情報に同様の情報が記載されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客はすべて一般の個人利用者であり特定の主要な顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、セグメント情報に同様の情報が記載されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客はすべて一般の個人利用者であり特定の主要な顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	デイサービス事業	施設サービス事業	在宅サービス事業	その他	合計
減損損失	0	97	-	-	97

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	デイサービス事業	施設サービス事業	在宅サービス事業	その他	合計
減損損失	37	-	-	-	37

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	中村佳奈	-	-	社会福祉法人あきの会の理事長	なし	固定資産の譲渡	固定資産の譲渡 売却代金 売却益	205 123	-	-

(注) 1. 当社取締役中村儀成の近親者である中村佳奈氏が第三者（社会福祉法人あきの会）の代表者として行った取引であります。

2. 取引金額は、独立する第三者の評価を参考にし、両者協議の上決定しております。なお、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産	94円16銭	110円50銭
1株当たり当期純利益	1円43銭	18円28銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	16	209
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	16	209
期中平均株式数（千株）	11,475	11,475

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,765	3,005	0.229	-
1年以内に返済予定の長期借入金	765	737	0.225	-
1年以内に返済予定のリース債務	179	187	4.698	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,828	4,223	0.216	2021年4月 ~2034年6月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,838	5,650	5.563	2021年4月 ~2049年2月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	14,376	13,803	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	611	547	441	460
リース債務	195	196	196	203

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結 会計年度
売上高(百万円)	3,631	7,387	11,288	15,132
税金等調整前四半期(当期)純利益 又は税金等調整前四半期純損失()(百万円)	117	31	156	344
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	102	57	60	209
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失()(円)	8.96	5.00	5.30	18.28

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失()(円)	8.96	3.97	10.30	12.98

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	710	712
売掛金	2,226	2,388
その他	192	188
貸倒引当金	1	2
流動資産合計	3,126	3,286
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,441	14,321
構築物	95	97
車両運搬具	6	4
工具、器具及び備品	95	94
土地	12,058	11,952
リース資産	4,111	3,895
建設仮勘定	68	-
有形固定資産合計	10,878	10,366
無形固定資産		
ソフトウェア	46	40
その他	7	35
無形固定資産合計	54	76
投資その他の資産		
関係会社株式	124	124
繰延税金資産	69	91
長期前払費用	185	189
敷金及び保証金	2,123	2,025
その他	262	179
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	2,763	2,608
固定資産合計	13,696	13,050
資産合計	16,823	16,337

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	214	224
短期借入金	1 2,665	1 2,660
1年内返済予定の長期借入金	1 702	1 676
リース債務	160	168
未払金	164	104
未払費用	355	406
未払法人税等	86	186
預り金	124	67
前受収益	250	233
賞与引当金	201	215
その他	44	29
流動負債合計	4,970	4,973
固定負債		
長期借入金	1 4,406	1 3,861
リース債務	5,123	4,955
退職給付引当金	401	445
資産除去債務	101	102
その他	772	708
固定負債合計	10,805	10,073
負債合計	15,775	15,046
純資産の部		
株主資本		
資本金	432	432
資本剰余金		
資本準備金	308	308
資本剰余金合計	308	308
利益剰余金		
利益準備金	1	1
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	306	549
利益剰余金合計	307	550
自己株式	0	0
株主資本合計	1,048	1,290
純資産合計	1,048	1,290
負債純資産合計	16,823	16,337

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	13,620	14,204
売上原価	12,031	12,414
売上総利益	1,588	1,789
販売費及び一般管理費	1,107	1,120
営業利益	500	569
営業外収益		
受取利息	10	10
受取手数料	26	26
受取賃貸料	8	10
その他	14	28
営業外収益合計	39	55
営業外費用		
支払利息	312	305
その他	2	2
営業外費用合計	315	308
経常利益	225	316
特別利益		
固定資産売却益	-	124
特別利益合計	-	124
特別損失		
減損損失	97	37
特別損失合計	97	37
税引前当期純利益	127	403
法人税、住民税及び事業税	69	160
法人税等調整額	28	22
法人税等合計	97	137
当期純利益	30	265

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
人件費	1		6,731	56.0	7,083	57.1
経費	2		5,299	44.0	5,330	42.9
売上原価			12,031	100.0	12,414	100.0

(注) 1 人件費には次のものが含まれております。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賞与引当金繰入額(百万円)	183	196

2 経費のうち主なものは、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賃借料(百万円)	850	852
給食委託費(百万円)	1,286	1,350
減価償却費(百万円)	568	554

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	432	308	308	1	322	323	0	1,064	1,064
当期変動額									
剰余金の配当					45	45		45	45
当期純利益					30	30		30	30
当期変動額合計	-	-	-	-	15	15	-	15	15
当期末残高	432	308	308	1	306	307	0	1,048	1,048

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	432	308	308	1	306	307	0	1,048	1,048
当期変動額									
剰余金の配当					22	22		22	22
当期純利益					265	265		265	265
当期変動額合計	-	-	-	-	242	242	-	242	242
当期末残高	432	308	308	1	549	550	0	1,290	1,290

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 4～41年

工具、器具及び備品 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当社のデイサービス事業に影響を及ぼしております。

内閣官房から発出されている同感染症に関する情報や政府・自治体などの取り組みを参考にした上で、2020年4月以降、例年に比べ利用者数が一定割合減少し、その後徐々に回復するものの、新型コロナウイルス感染症の収束により利用者数が感染拡大前の水準まで回復するには、翌事業年度末までの期間を要するものと仮定しております。

当社は、上述した仮定をもとに、当事業年度末における固定資産の減損の見積りを行っておりますが、これらの見積りには不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の状況が変化した場合には損失額が増減する可能性があります。

なお、当事業年度においては、減損損失37百万円を計上しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	4,213百万円	4,117百万円
土地	1,911	1,819
計	6,125	5,937

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	1,478百万円	1,608百万円
1年内返済予定の長期借入金	674	648
長期借入金	4,239	3,723
計	6,392	5,980

2 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式会社パイン(借入債務)	336百万円	株式会社パイン(借入債務) 440百万円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	327百万円	321百万円
賞与引当金繰入額	18	19
退職給付費用	4	6
租税公課	232	327
減価償却費	13	15
おおよその割合		
販売費	0.8%	0.7%
一般管理費	99.2%	99.3%

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社からの受取手数料	6百万円	6百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式で時価のあるものはありません。

なお、関連会社株式は保有しておりません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	124	124

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	61百万円	65百万円
退職給付引当金	122	135
減損損失	29	11
その他	65	83
繰延税金資産小計	279	295
評価性引当額	185	181
繰延税金資産合計	93	114
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	23	22
繰延税金負債合計	23	22
繰延税金資産の純額	69	91

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9	0.7
住民税均等割	10.9	3.5
評価性引当額の増減	33.1	1.1
その他	0.1	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.5	34.2

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定 資産	建物	4,441	159	21 (21)	257	4,321	2,618
	構築物	95	14	0 (0)	12	97	159
	車両運搬具	6	-	0	2	4	2
	工具、器具及び備品	95	57	0 (0)	57	94	880
	土地	2,058	-	106 (14)	-	1,952	-
	リース資産	4,111	-	-	215	3,895	1,630
	建設仮勘定	68	-	68	-	-	-
	計	10,878	232	198 (37)	545	10,366	5,291
無形 固定 資産	ソフトウェア	46	16	-	23	40	-
	その他	7	28	-	0	35	-
	計	54	45	-	23	76	-

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。また、当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物

 デイサービス事業所の新規取得によるもの

 1 施設

 151百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	4	3	2	5
賞与引当金	201	215	201	215

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び回収によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第39期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2019年6月26日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月25日福岡財務支局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第39期第1四半期 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月14日福岡財務支局長に提出。

第39期第2四半期 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月14日福岡財務支局長に提出。

第39期第3四半期 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日福岡財務支局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年7月3日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月25日

株 式 会 社 シ ダ ー

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 宏治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室井 秀夫 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シダーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シダー及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シダーの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社シダーが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月25日

株 式 会 社 シ ダ ー

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 宏治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 室井 秀夫 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シダーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シダーの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。